

# 周南市子どもの生活に関する実態調査結果の概要

## 1. 調査実施の背景

### (1)「子どもの貧困」の概況

#### ①子どもの貧困率の推移

◇国民生活基礎調査を基にしたわが国の子どもの貧困率は、平成27(2015)年が13.9%で、約7人に1人が相対的貧困といわれている。長期的に見ると上昇傾向にあり、国際的にも高い状況である。

#### ②相対的貧困の状態にある世帯・子どもが抱える課題とは

◇子どもの貧困問題は、経済的な貧困だけでなく、不安定な生活状況、虐待、孤立など様々な要因が重なり合って、子どもの学力や将来に影響を及ぼしている。

◇子どもの貧困の実態はみえにくく、捉えにくいいため、状況・課題等の把握が重要である。

### (2)国・県の動向

◇国では、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を平成26年1月に施行、同年8月に「子供の貧困対策に関する大綱(以下「大綱」という。)」を策定し、「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者に対する就労の支援」、「経済的支援」の4つを柱に様々な施策に取り組むこととしている。

◇県では、平成27年7月に「山口県子どもの貧困対策推進計画(以下「県の計画」という。)」を策定した。国と同様に4つの柱で地域における関係団体等との連携・協力を得ながら、推進している。

### (3)本市の取組状況

◇国の大綱・県の計画に沿って、本市で行っている取組を次のとおり整理した。

国の大綱・県の計画の内容	本市の取組
<b>【学習の支援】</b> 本市では地域での学びの場も含めて「学習の支援」と表記	
○学校をプラットフォームとした子供の貧困対策の推進 ○教育費負担の軽減 ○貧困の連鎖を防止するための学習支援の推進 等	●コミュニティ・スクール事業 ●教育支援センター事業 ●スクールソーシャルワーカー配置事業 ●就学援助費事業 ●学校・家庭・地域の連携協力推進事業 等
<b>【生活の支援】</b>	
○保護者の生活支援 ○子供の生活支援 ○関係機関が連携した支援体制の整備 等	●母子保健推進事業 ●保育所運営事業 ●児童クラブ事業 等
<b>【保護者に対する就労の支援】</b>	
○ひとり親家庭の親の就業支援 ○生活困窮者や生活保護受給者への就労支援 ○保護者の学び直しの支援 等	●高等職業訓練促進給付金 ●自立支援教育訓練給付金 等
<b>【経済的支援】</b>	
○児童扶養手当と公的年金の供給調整見直し ○母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大 ○養育費の確保に関する支援 等	●生活保護扶助費 ●児童扶養手当 等

## 2. 調査の目的・概要・集計結果

### (1) 調査の目的

◇本調査は子どもの貧困対策に係る福祉・教育施策の方向性を検討するため、子育て世帯の経済状況、生活状況、子どもへの影響、支援ニーズ等について調査・分析を行い、子どもの貧困対策の推進に向けた施策立案の基礎資料として活用することを目的に実施した。

### (2) 調査概要

種類	調査対象			配布数	回収数	回収率	配布・回収
全体調査	未就学児童	保護者	無作為抽出	2,400 件	1,302 件	54.3%	郵送
	小学校2年生	保護者	市内の公立小・中学校の該当学年全員	1,223 件	1,083 件	88.6%	学校経由
	小学校5年生	保護者		1,284 件	1,040 件	81.0%	
		子ども		1,284 件	1,046 件	81.5%	
	中学校2年生	保護者		1,225 件	1,109 件	90.5%	
		子ども		1,225 件	1,110 件	90.6%	
	16歳以上18歳未満	保護者		無作為抽出	1,200 件	381 件	
		子ども	1,200 件		379 件	31.6%	
支援利用者調査	18歳未満の子どもがいる生活保護・児童扶養手当いずれかの利用世帯	保護者	該当者全員	1,063 件	228 件	21.4%	郵送
		子ども	6年生以上	607 件	140 件	23.1%	
支援者ヒアリング	子ども・子育て世帯の支援機関・団体等 合計 13 箇所						

### (3) 集計結果

◇本市の生活困窮家庭は全体の 9.6%、周辺家庭は 17.4%、一般家庭は 56.2%、生活困窮家庭と周辺家庭を合わせた生活困難層は 27.0%となる。

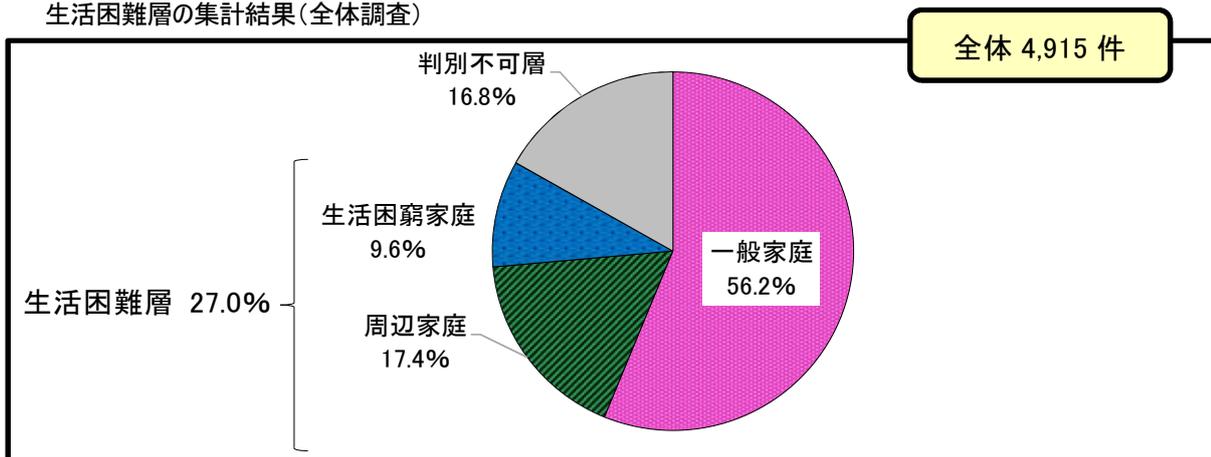
◇本調査においては、保護者と子どもの回答結果の関連づけが可能な 4,915 世帯について、「生活困難層」と「一般家庭」を「①低所得」、「②家計の逼迫」、「③子どもの体験や所有物の欠如」の3つの要素を用いて分類した。

◇国民生活基礎調査(厚生労働省)では、等価可処分所得の中央値の半分の額を貧困線として定めているが、本調査は、可処分所得で分類している。

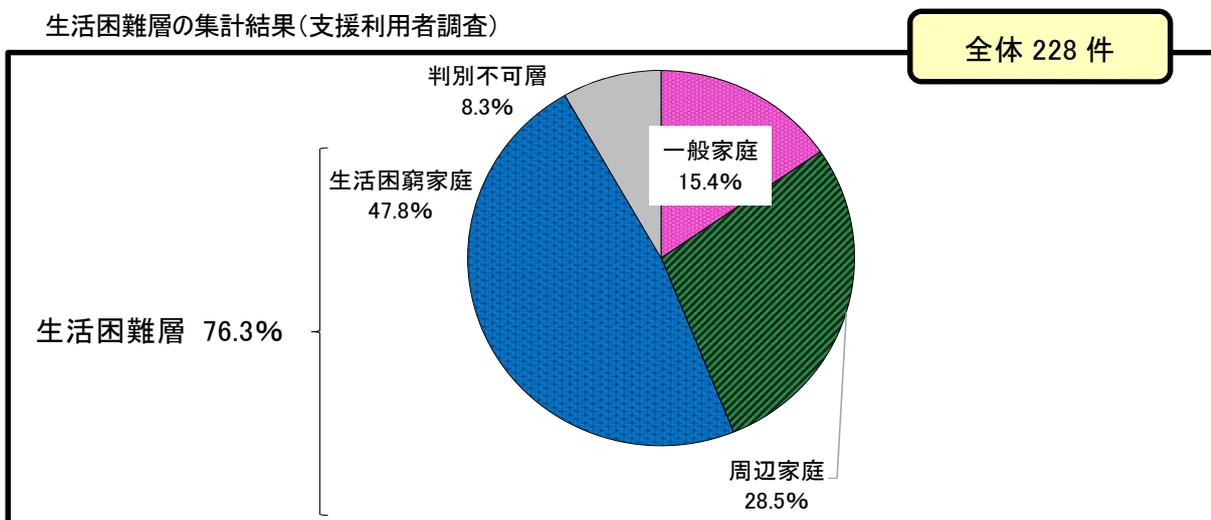
生活困難層	生活困窮家庭+周辺家庭
生活困窮家庭	①②③で2つ以上の要素に該当
周辺家庭	①②③でいずれか1つの要素に該当
一般家庭	いずれの要素にも該当しない

図表 1

生活困難層の集計結果(全体調査)



生活困難層の集計結果(支援利用者調査)



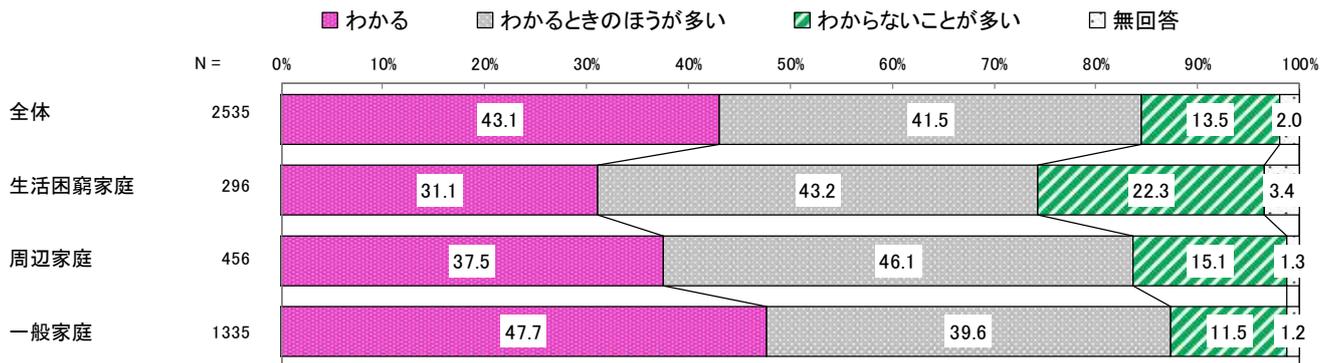
### 3. 学習に関すること

#### (1) 学び・学習に関すること

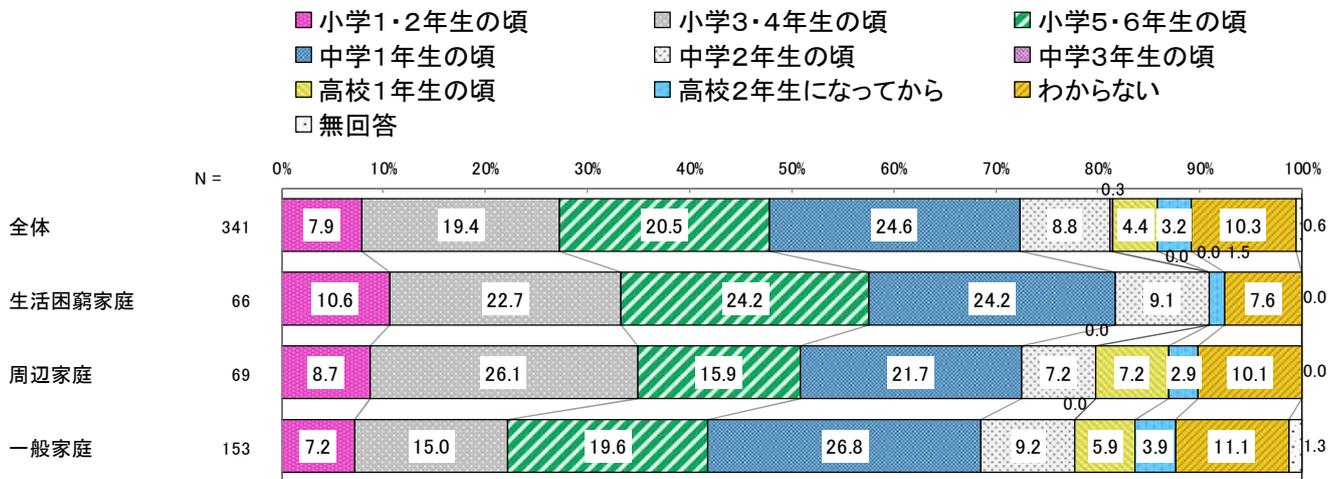
- ◇生活困窮家庭は、一般家庭と比べて授業の理解度が低く、また早い段階でわからなくなっている。
- ◇授業以外での学習習慣の定着が低く、民間の学習サービスも受けられていない。

#### ①学習の理解

図表 2 学校の授業の把握度(子ども 問 27)

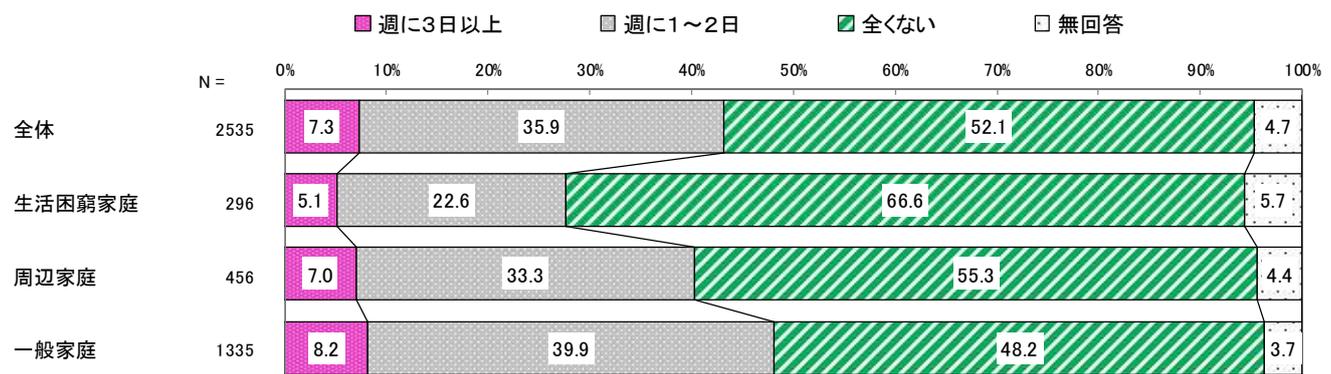


図表 3 いつ頃から授業がわからなくなったか(子ども 問 25-1)

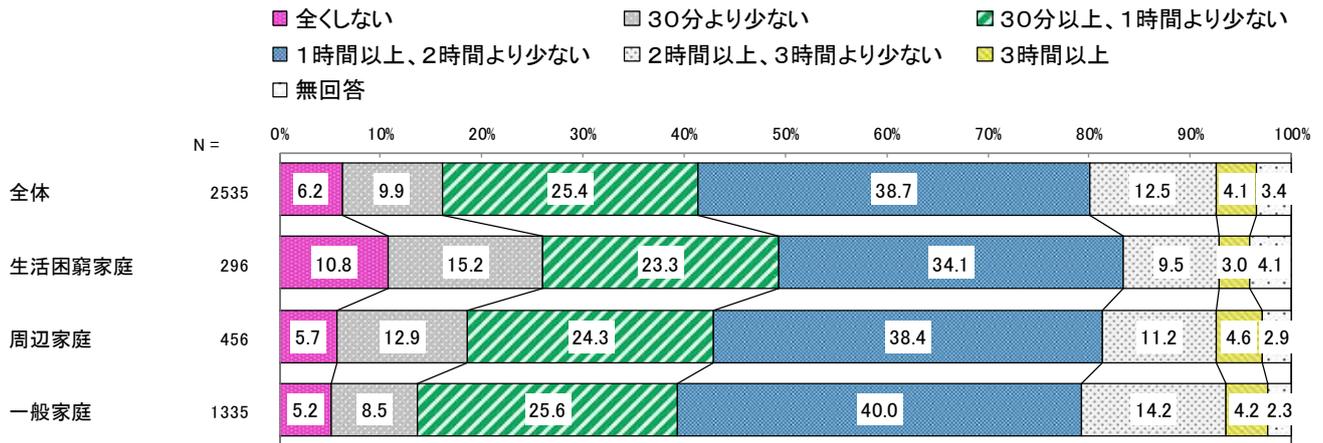


#### ②学習環境

図表 4 学習塾・家庭教師の有無(子ども 問 29)



図表 5 学校の授業以外での勉強の頻度(子ども 問 28)

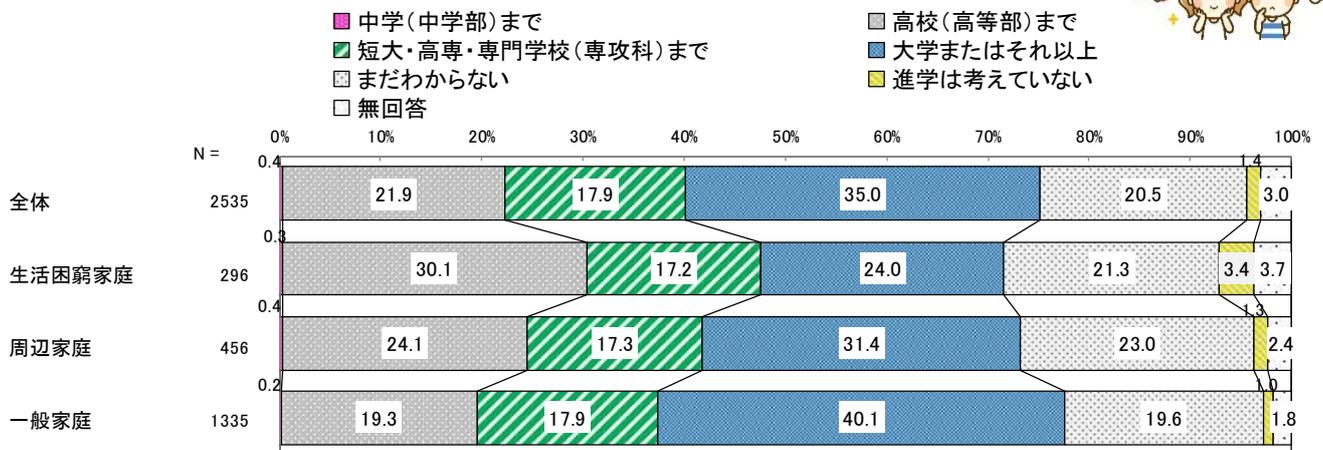


## (2) 子どもの進学に関すること

◇生活困窮家庭では、子ども自身と保護者の進学希望が「高校」までが多く、理由としては、「経済的に余裕がないから」が高く、経済的な背景も伺える。

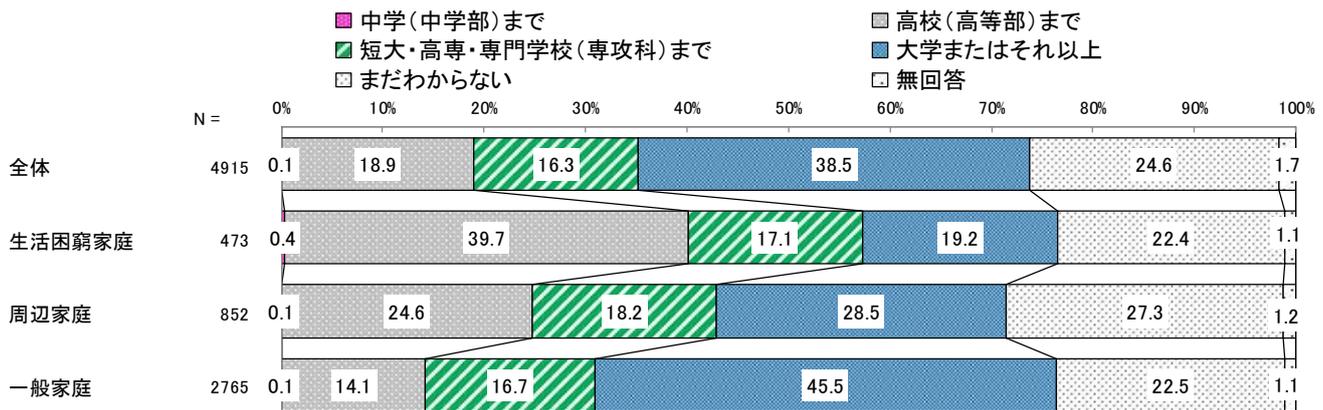
### ① 子ども自身の希望

図表 6 将来どの段階まで進学したいか(子ども 問 38)

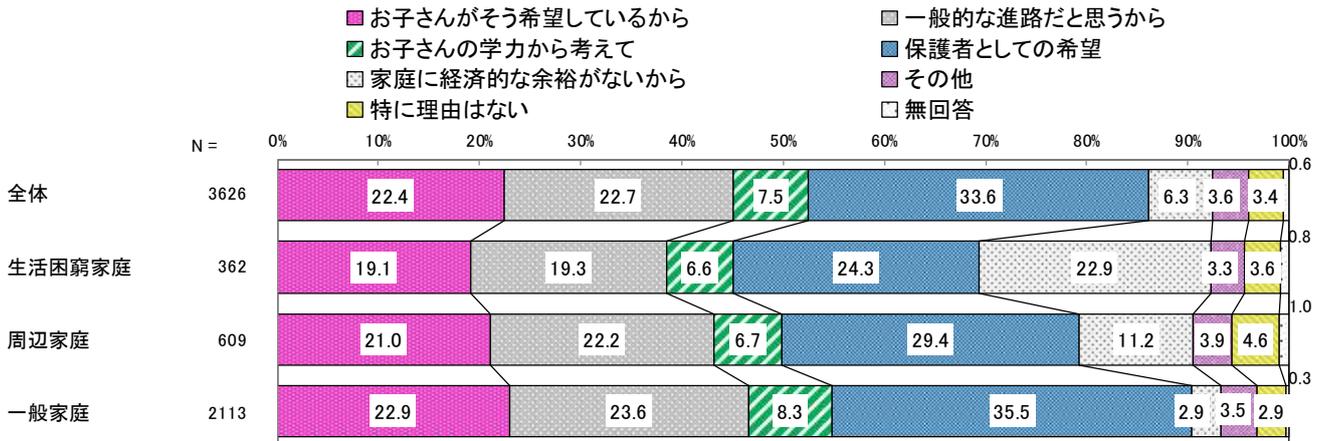


### ② 保護者の希望

図表 7 受けさせたい教育段階(保護者 問 13)



図表 8 受けさせたい理由(保護者 問 13-1)



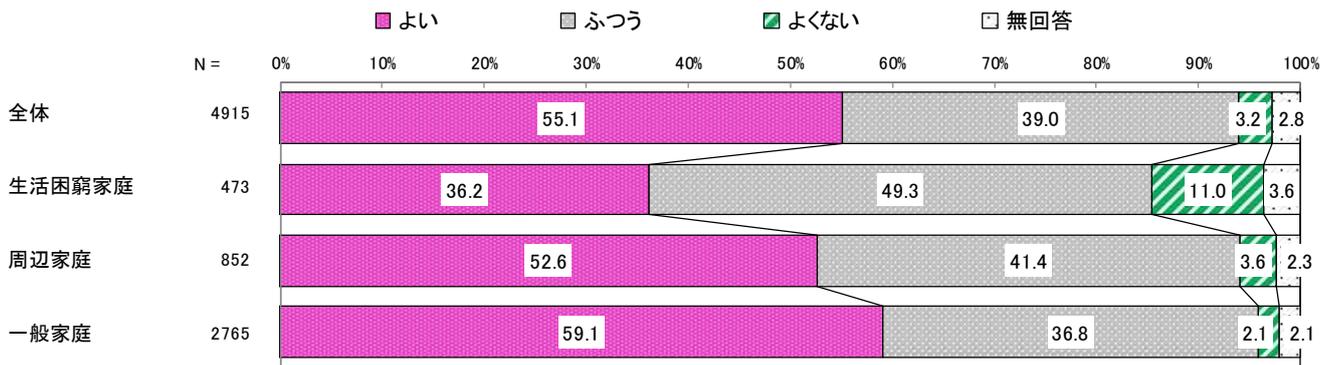
## 4. 生活に関すること

### (1) 保護者の状況

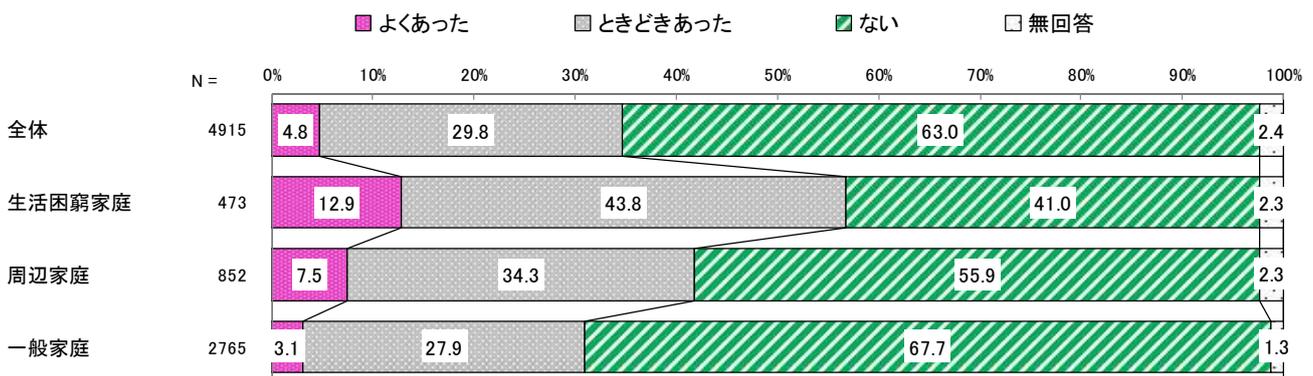
- ◇生活困窮家庭では、健康面、精神面で不安定な状況が伺える。
- ◇保護者の子どもの頃の様子として、生活困窮家庭では、一般家庭と比べると親との関わりが希薄な様子が見受けられる。

#### ① 保護者の心身の健康状態

図表 9 健康状態(保護者 問 14)

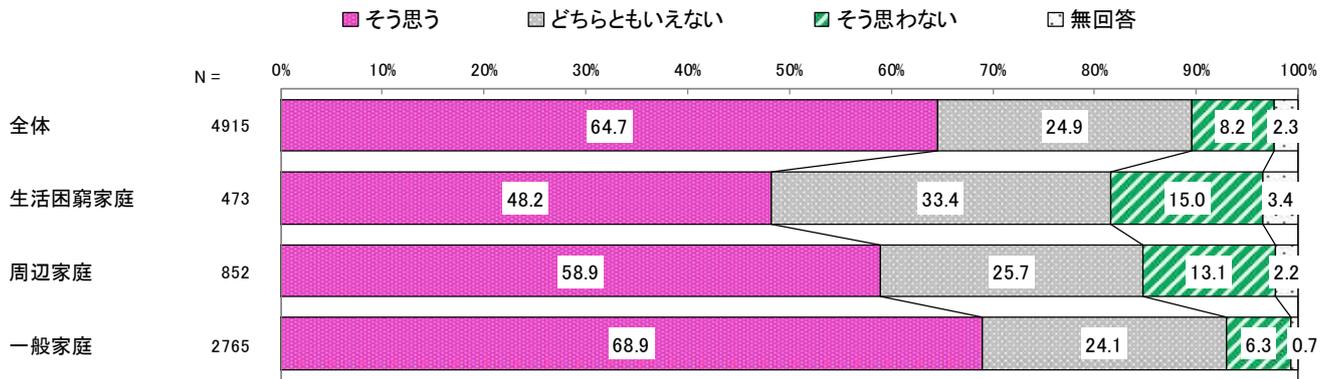


図表 10 気分が沈み込んで、気が晴れない(保護者 問 17)

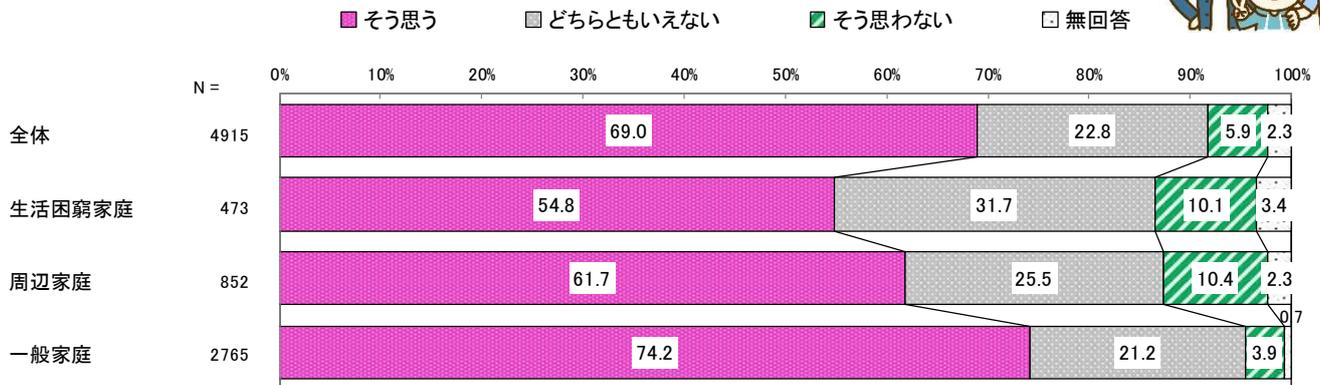


## ②保護者と親の関わり

図表 11 保護者の親と一緒に楽しい時間を過ごしてくれた(保護者 問 41)



図表 12 保護者の親が自分の喜ぶことをしてくれた(保護者 問 41)

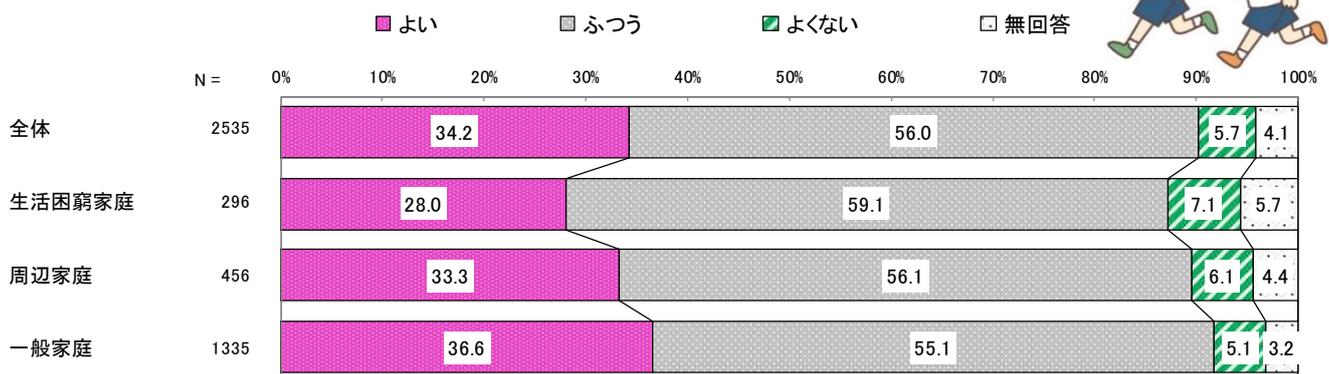


## (2)子どもの状況

- ◇健康状態は、全体的に「ふつう」が多いが、生活困窮家庭では「よい」の割合が多少低い。
- ◇保護者との関わりをみると、生活困窮家庭は一般家庭と比べて関わりが低い。
- ◇食生活について、生活困窮家庭では、欠食・孤食の傾向が一般家庭と比べると高くなっている。

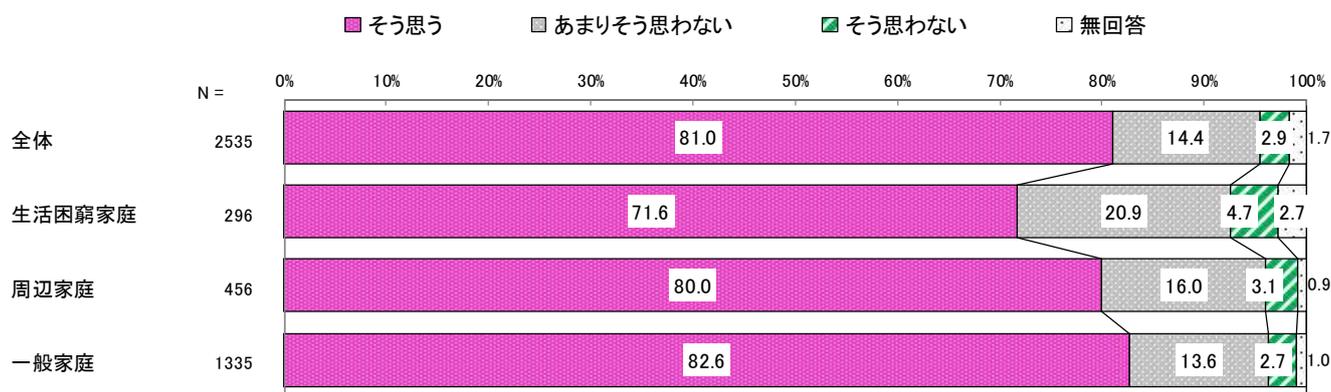
### ①子ども自身の健康状態

図表 13 子どもの健康状態(子ども 問 23)

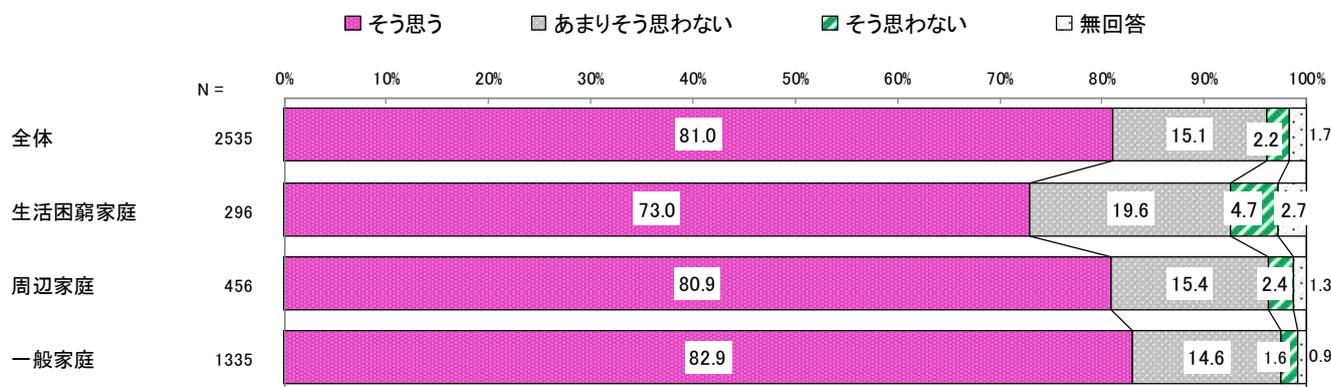


## ②子どもと保護者の関わり

図表 14 あなたの家族は、あなたにいつもどのようにしていますか 一緒に楽しい時間を過ごしてくれる(子ども 問 4)

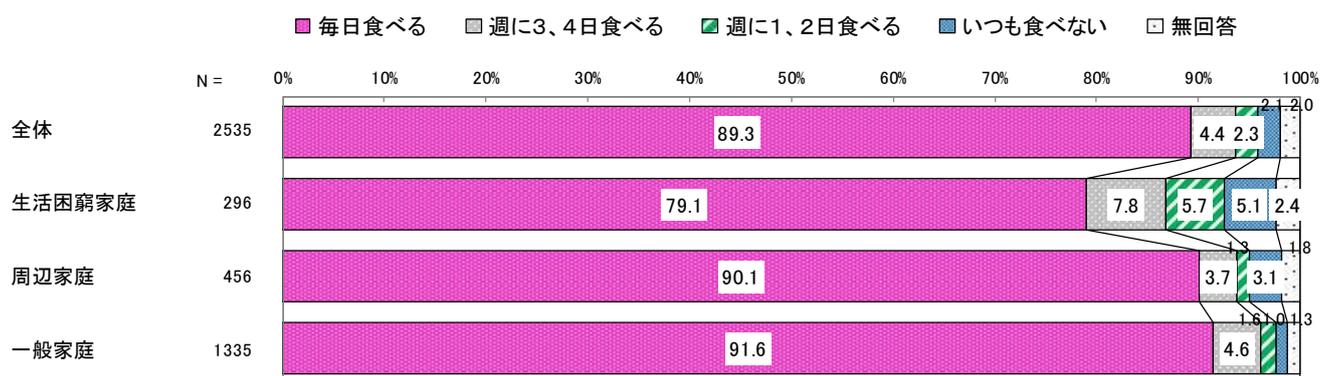


図表 15 あなたの家族は、あなたにいつもどのようにしていますか 自分が喜ぶことをしてくれる(子ども 問 4)



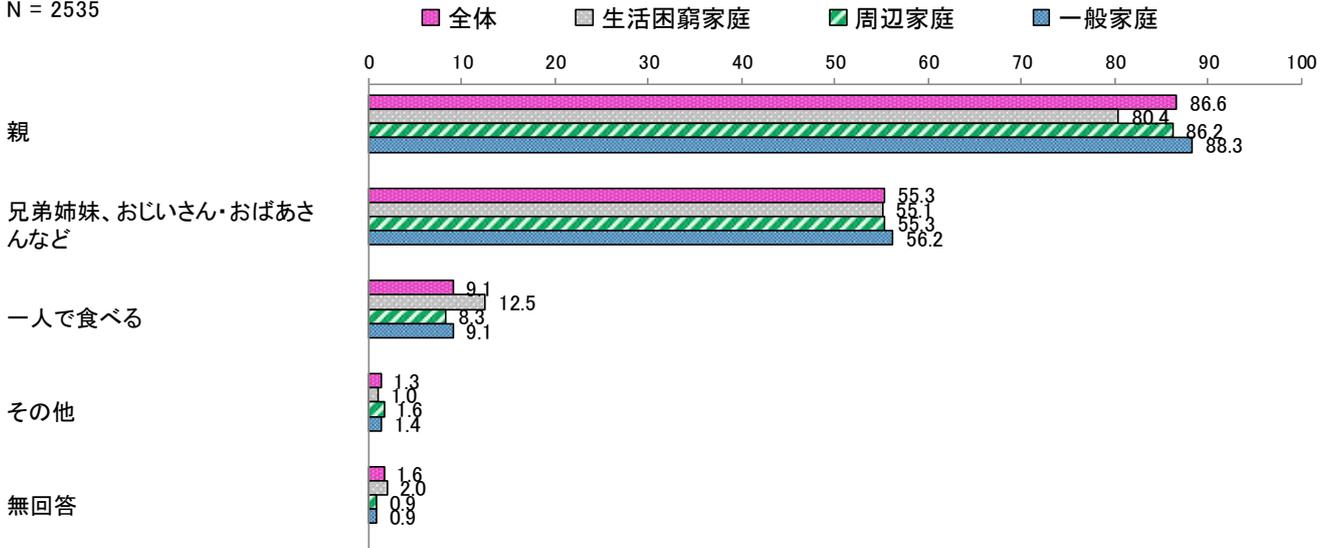
## ③子どもの食生活

図表 16 平日の朝食の摂取頻度(子ども 問 19)



図表 17 平日の夕食を一緒に食べる人(子ども 問 21)

N = 2535

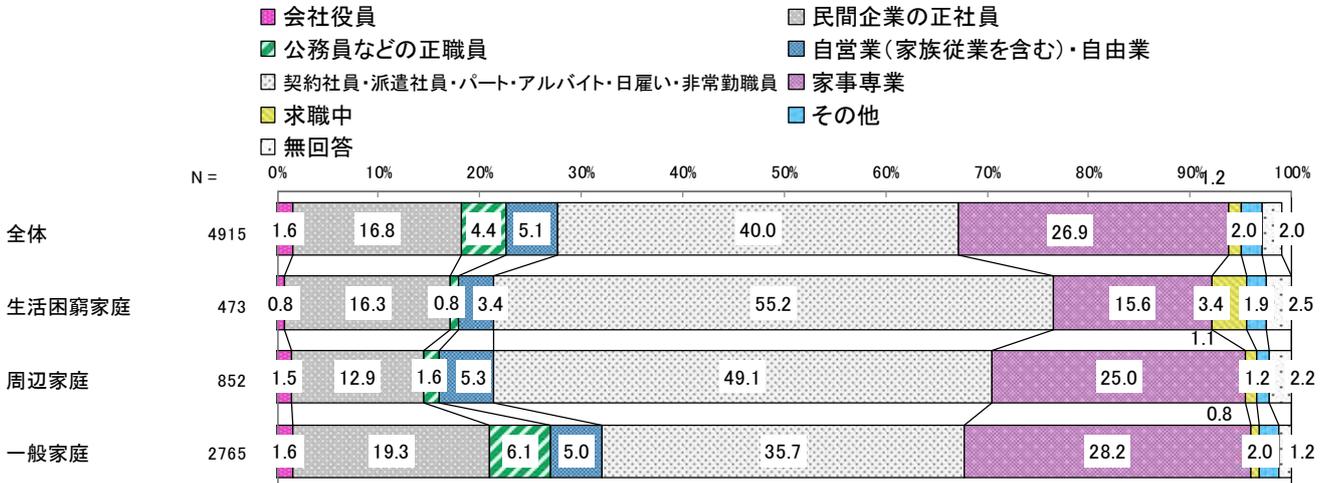


## 5. 保護者の就労に関すること

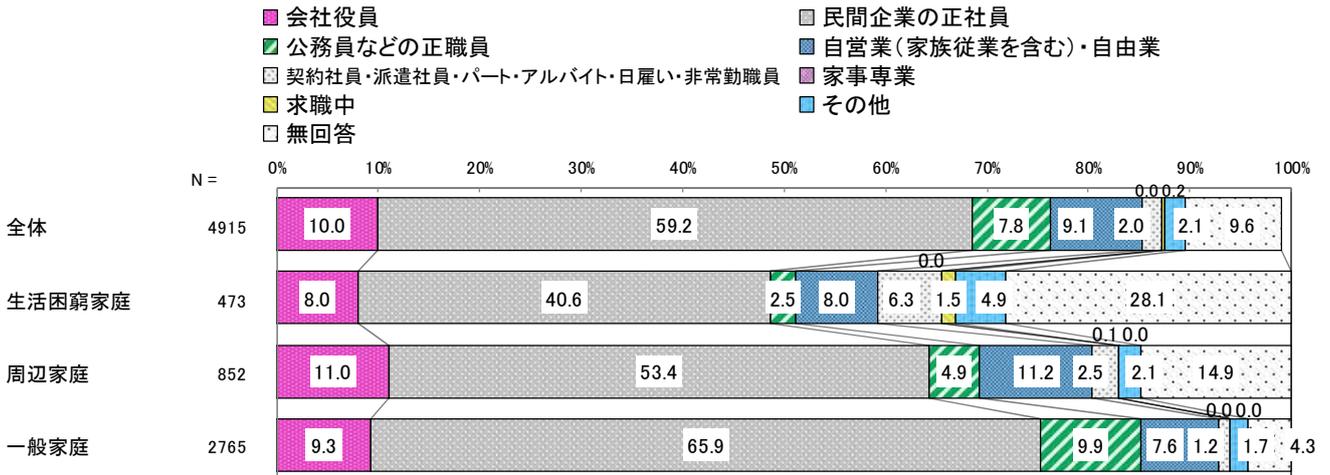
### (1) 保護者の仕事

◇父親、母親ともに生活困窮家庭では、一般家庭と比べると正規雇用の割合が低く、特に母親は非正規雇用の割合が高くなっている。

図表 18 母親の職業(保護者 問 9)



図表 19 父親の職業(保護者 問 10)

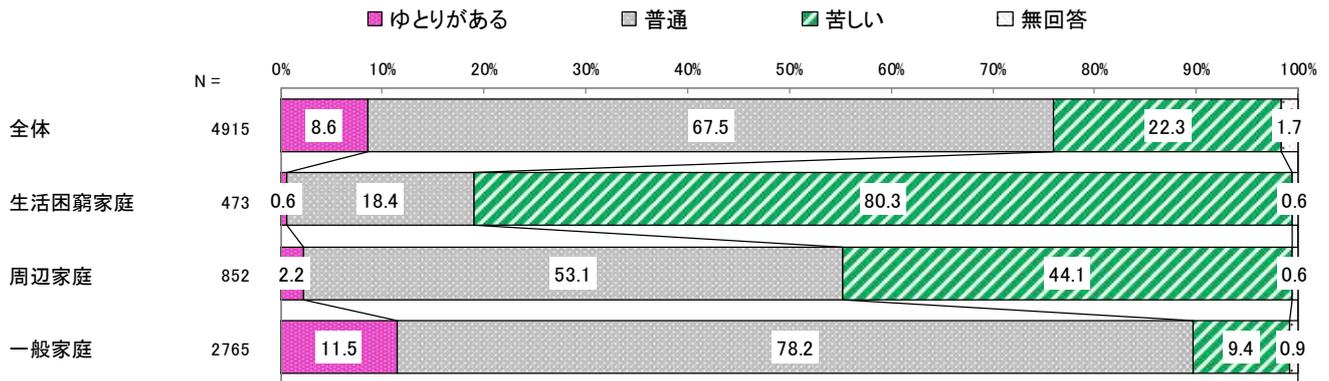


## 6. 経済状況に関すること

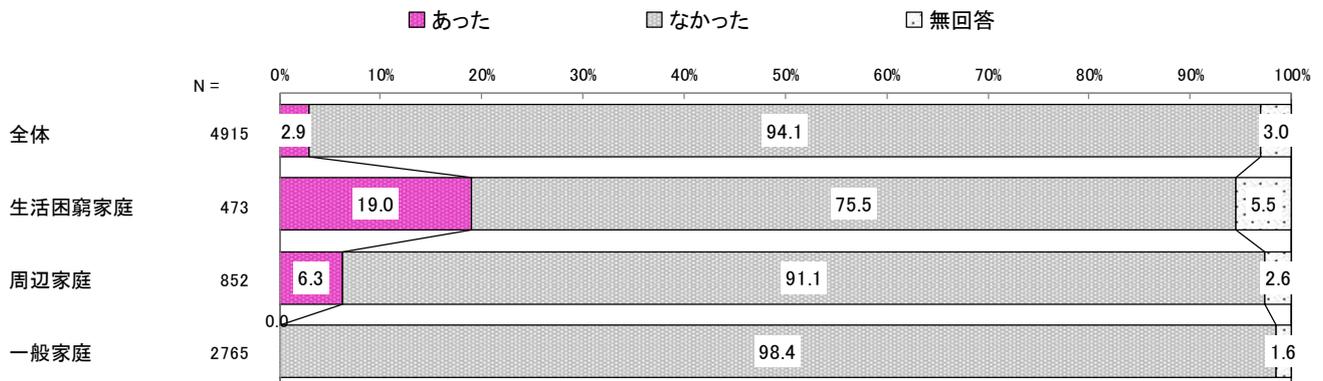
### (1) 暮らしの状況・家計に関する項目

◇生活困窮家庭は、家計の状況で「苦しい」と回答した割合が非常に高く、生活面や学習面、体験などでも経済的な困窮が伺える。

図表 20 現在の暮らしの状況(保護者 問 28)

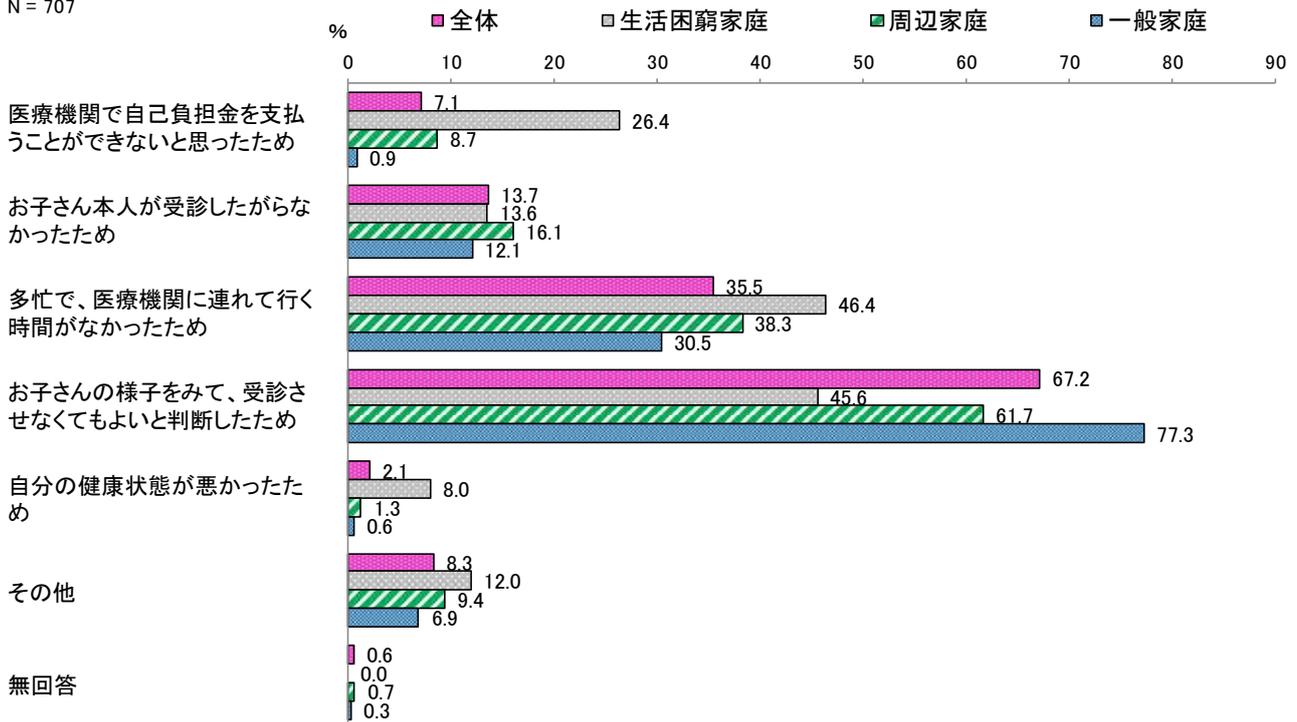


図表 21 過去1年の間に、経済的な理由で払えなかったことがあった 水道料金(保護者 問 31)

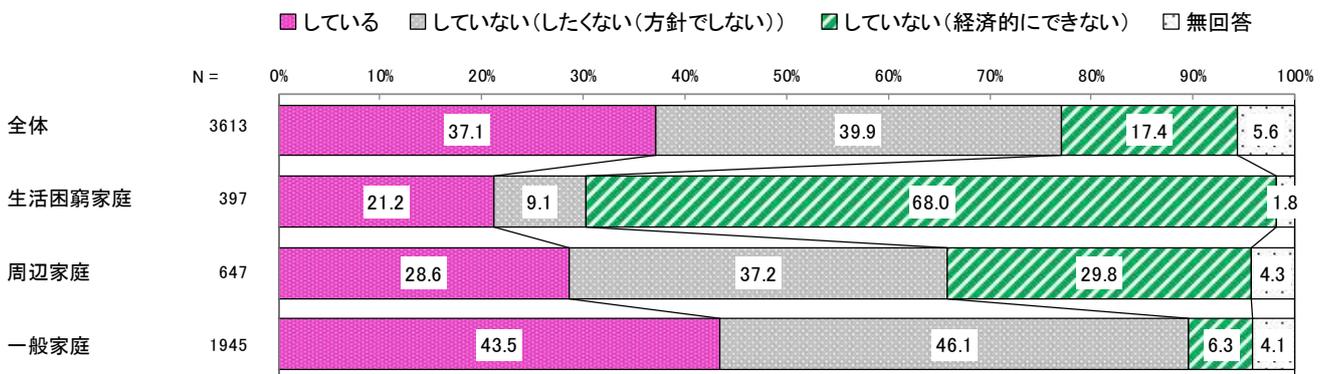


図表 22 受診させなかった理由(保護者 問 15-1)

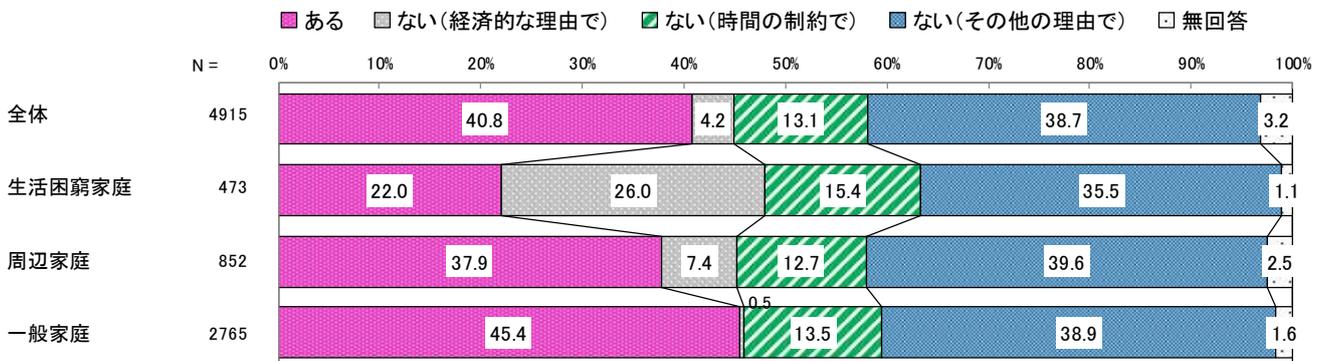
N = 707



図表 23 学習塾に通わせる(または家庭教師に来てもらう)(保護者 問 33)



図表 24 スポーツ観戦や劇場に行く(保護者 問 26)



## 7. 実態調査結果からみられる課題

今回の実態調査では子どもや子育て世帯の生活実態を把握することができ、「子どもの貧困」は、経済的な困窮だけが原因ではなく、生活状況や成育環境などの様々な問題が絡み合っていることがみえてきた。子どもの貧困の要因となる問題を解決していくために、課題を明らかにし、必要な支援策につなげていくことが必要である。

### 学習の支援 子どもたちが学ぶ機会を得ることができる環境づくりが課題である。

- ◇経済的問題が背景にあり、習い事や塾、家庭外での体験活動の機会については特に大きく差が生じている。
- ◇学校の授業がわからなくなった時期は、小学校の時点ですでにわからなくなっているという回答が多く、学校の授業以外でも早い時期からの学習の支援が必要である。
- ◇進学について、学力的には希望している学校等への進学が可能であるが、経済的な理由や保護者の期待感の薄さの影響により、諦めている子どもも多い。



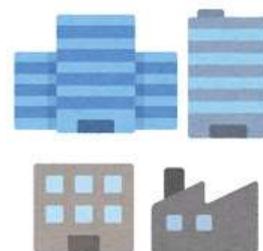
### 生活の支援 子どもの生活環境や健康状態に保護者の影響が大きい点を捉えた支援が必要である。

- ◇朝食欠食や孤食、食べる物も加工食品やできあいの食品の摂取など、栄養面での問題も確認することができた。
- ◇保護者が子どもとの関わりが少ないことや子どもへの愛着形成の不安定さが、基本的信頼感の定着を妨げており、子どもの自己肯定感にも影響が出ていると考えられる。この背景として、保護者自身も子どもの頃に両親からの愛情を十分に受けられていないことが見受けられた。



### 保護者に対する就労の支援 安定した職業に就くための支援が課題である。

- ◇非正規雇用、仕事をしていないなどの不安定な就労状況が背景にあると考えられる。
- ◇生活困窮家庭の保護者は、健康面での不安を抱えている人も多く、安定的・長期的に働くためには、健康面での支援も考えていく必要がある。



### 経済的支援 経済的に安定した生活を送るための支援を検討する必要がある。

- ◇保育料、就学に係る費用、医療費など子育てに係る費用の負担感が大きいことが伺える。急な出費への対応も困難であり、経済的な不安が大きいことも把握できた。
- ◇学習・生活・就労、全ての分野に関わってくる問題であり、「今後充実を希望するサービス」でも表れているように、子育て世帯の経済的負担を軽減していくことが求められている。



平成30年3月

発行：周南市 とも健康部 次世代支援課  
〒745-0032  
山口県周南市銀座2丁目13番地  
TEL 0834-22-8457  
FAX 0834-22-8351